

# 浄化槽に係る水質規制

千葉県環境生活部水質保全課

## 1 浄化槽に係る水質汚濁防止法等法令の規制概要

浄化槽に係る水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に基づく主な規制内容は下表のとおりです。

規制対象になるのは、①浄化槽そのものが特定施設に該当する場合、②旅館、大規模飲食店及び病院等の特定施設からの排水を浄化槽で処理する場合の2つがあります。

水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法では、特定施設が設置されている工場・事業場から公共用水域に排出される排水全てが規制され、特定施設の種類及び排水量等により定められた排水基準のうち最も厳しい基準が適用されます。

詳細については、県水質保全課のホームページを御覧になるか最寄りの県民センター又は政令市にお尋ねください。

\* 下表のうち、※印は湖沼水質保全特別措置法、他は水質汚濁防止法による規制。

### (1) 一般の流域〔(2)及び(3)の流域を除く〕

		概	要
法令対象施設の 種類と要件	66の2	旅館：(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設を有するもの)床面積を問わない。	
	66の5	飲食店：総床面積420m <sup>2</sup> 以上(ちゅう房施設を有するもの)	
	66の6	そば店等：総床面積630m <sup>2</sup> 以上(ちゅう房施設を有するもの)	
	66の7	料亭等：総床面積1,500m <sup>2</sup> 以上(ちゅう房施設を有するもの)	
	68の2	病院：ベッド数300床以上のちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有するもの	
	72	し尿処理施設：処理対象人員501人以上	
濃度規制	対象施設	1日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上	
	主な項目	pH、BOD(COD)、SS、、ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)、大腸菌群数 * 浄化槽の設置されている建築物の用途によっては、この他 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)や使用している有害物質について、排水基準が適用されます。	

### (2) 印旛沼・手賀沼流域

		概	要
法令対象施設の 種類と要件	(1) 一般の流域の法令対象施設の他に下記の施設が対象		
	みなし指定地域特定施設	みなし浄化槽：処理対象人員201～500人	
		みなし病院施設：ベッド数120床～299床までのちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有するもの	
濃度規制	対象施設	1日平均排水量10m <sup>3</sup> 以上	
	主な項目	(1) 一般の流域の濃度規制項目の他に窒素及び燐	
総量規制 ※	対象施設	1日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上	
	項目	COD、窒素、燐	

(3) 東京湾流域

	概 要	
法令対象施設の 種類と要件	(1) 一般の流域の規制対象施設の他に下記の施設が対象	
	指定地域 特定施設	し尿処理施設 (処理対象人員201～500人)
濃度規制	対象施設	1日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上
	主な項目	(1) 一般の流域の濃度規制項目の他に窒素及び燐
総量規制	対象施設	1日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上
	項目	COD、窒素、燐

2 浄化槽に係る千葉県環境保全条例の規制概要

	概 要	
条例対象施設の 種類と要件	印旛沼・手賀沼流域の飲食店(ちゅう房施設)総床面積100m <sup>2</sup> 以上(ただし水質汚濁防止法の規制対象施設及び処理対象人員201人以上の浄化槽が設置されている飲食店は除く。)	
	対象施設	1日平均排水量10m <sup>3</sup> 以上
濃度規制	主な項目	pH、BOD(COD)、SS、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)、窒素、燐

### 3 水質汚濁防止法による新設浄化槽の排水基準(濃度規制の概要)

(1) 一般の流域〔(2)及び(3)の流域を除く〕

特定施設の種類(建築物の用途等)	浄化槽処理対象人員等	1日平均排水量	pH	大腸菌群数	BOD又はCOD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	窒素含有量	燐含有量	備考
し尿処理施設	501人から2,000人まで	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	海域 5.0~9.0 海域以外 5.8~8.6	3,000	10	20	5	/	/	
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	/	/	
	2,001人以上	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			10	20	5	/	/	
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	/	/	
旅館、大規模飲食店	浄化槽の処理対象人員によらない	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			20	40	5	/	/	
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	/	/	
病院施設	300床以上	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			20	40	5	/	/	
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	/	/	

\* 単位 pH: 無単位、大腸菌群数: 個/cm<sup>3</sup>、その他の項目: mg/L

(2) 印旛沼・手賀沼流域

特定施設の種類(建築物の用途等)	浄化槽処理対象人員等	1日平均排水量	pH	大腸菌群数	BOD又はCOD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	窒素含有量	燐含有量	備考	
し尿処理施設	201人から500人まで	10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満	5.8~8.6	3,000	10	20	30	30	4	湖沼法のみなし指定地域特定施設(みなし浄化槽)	
		30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			10	20	5	20	2		
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	20	2		
	501人から2,000人まで	10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満			10	20	30	20	2		
		30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			10	20	5	20	2		
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	20	2		
2,001人以上	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	10			20	5	20	2			
	500m <sup>3</sup> 以上	10			20	3	20	2			
	旅館、大規模飲食店	浄化槽の処理対象人員によらない			10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満	30	60	30	30	5	
30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満					20	40	5	20	2		
500m <sup>3</sup> 以上					10	20	3	10	1		
病院施設	ベッド数 120床から299床まで	10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満			30	60	30	25	3	湖沼法のみなし指定地域特定施設(みなし病院)	
		30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	20	40	5	15	2				
		500m <sup>3</sup> 以上	10	20	3	15	2				
	ベッド数 300床以上	10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満	30	60	30	15	2				
		30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	20	40	5	10	1				
		500m <sup>3</sup> 以上	10	20	3	10	1				

\* 単位 pH: 無単位、大腸菌群数: 個/cm<sup>3</sup>、その他の項目: mg/L

(3) 東京湾流域

特定施設の種類(建築物の用途等)	浄化槽処理対象人員等	1日平均排水量	pH	大腸菌群数	BOD又はCOD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	窒素含有量	燐含有量	備考
し尿処理施設	201人から500人まで	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6	3,000	20	50	20	20	2	
		500m <sup>3</sup> 以上			20	50	20	20	2	
	501人から2,000人まで	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			10	20	5	20	2	
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	20	2	
	2,001人以上	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満			10	20	5	20	2	
		500m <sup>3</sup> 以上			10	20	3	20	2	
旅館、大規模飲食店	浄化槽の処理対象人員によらない	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	20	40	5	30	4			
		500m <sup>3</sup> 以上	10	20	3	30	4			
病院施設	ベッド数300床以上	30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満	20	40	5	30	4			
		500m <sup>3</sup> 以上	10	20	3	30	4			

\* 単位 pH: 無単位、大腸菌群数: 個/cm<sup>3</sup>、その他の項目: mg/L

4 千葉県環境保全条例による新設浄化槽の排水基準(濃度規制の概要)

印旛沼・手賀沼流域のみ

特定施設の種類(建築物の用途等)	浄化槽処理対象人員等	1日平均排水量	pH	大腸菌群数	BOD又はCOD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	窒素含有量	燐含有量	備考
中規模飲食店	浄化槽の処理対象人員によらない	10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満 30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満 500m <sup>3</sup> 以上	5.8～8.6	3,000	30	60	30	30	5	

\* 単位 pH: 無単位、大腸菌群数: 個/cm<sup>3</sup>、その他の項目: mg/L